

議案第62号

墨田区教育委員会教育長の給料等及び勤務に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区教育委員会教育長の給料等及び勤務に関する条例の一部を改正する条例

墨田区教育委員会教育長の給料等及び勤務に関する条例（昭和31年墨田区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「84万3,000円」を「85万1,000円」に改める。

付 則

この条例は、令和5年12月1日から施行する。

（提案理由）

諸般の情勢に鑑み、教育委員会教育長の給料の額を改定する必要がある。